

平成22年7月14日

よくある質問と回答 2

(破産債権届出について)

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

破産債権届出につきまして、よくある質問と回答(Q&A)の第2回を準備しましたので、ご参照ください。

- 9 Q F O I株の取引による損失がない場合にも債権額0円で届け出るべきですか？
A 損失がない場合には届け出をしていただく必要はありません。
- 10 Q 破産債権届出書が届いたかどうか、受け付けられたかどうかを確認できますか？
A 破産管財人へのお問い合わせはご遠慮下さい。心配な方は特定記録郵便など配達状況を追跡できる手段による提出を推奨いたします。
- 11 Q 届け出た破産債権が認められたかどうかは通知されるのですか？
A 届出債権額に破産債権として認められない部分があった場合のみ破産管財人から連絡いたします。届出債権額の全額が認められた場合には通知しません。
- 12 Q 信用取引による損害も破産債権として認められますか？
A 現物取引と同様に信用取引による損失も破産債権として認めます。
- 13 Q 信用取引による損害額はどのように計算すればいいですか？
A 決済をどのように行ったかに関係なく全て先入先出法で計算してください。
- 14 Q 信用取引に関連して支払った費用はどこまで損害に含めることができますか？
A 買い建て時の買付委託手数料と決済時の売却委託手数料のみ損害として認めます。信用金利、名義書換料、管理費は損害に含めないでください。逆に受け取った品貸料を損害から差し引く必要はありません。
- 15 Q 現物取引と信用取引を併用した場合、先入先出法でどう計算すればいいですか？
A ①現物取引と信用取引を一体化させて先入先出法で計算する方法、②現物取引と信用取引のそれぞれを先入先出法で計算した上で合算する方法。どちらを用いても構いません。
- 16 Q 信用取引の履歴を破産債権届出書の取引履歴明細欄に上手く書けません。どうしたらいいですか？
A 破産債権届出書は現物取引を行った株主のために作成したものです。信用取引がある場合には無理に取引履歴明細欄に記載せず、任意の様式で作成した明細を別紙として添付してください。
- 17 Q 信用取引の場合、破産債権届出書にどんな証拠書類を添付すればいいですか？
A 現物取引と同様に、①平成22年5月11日時点で建玉を有していたこと、②F O I 銘柄に関する全ての信用取引履歴を確認できる証券会社作成の書類を添付してください。

- 18 Q 貸株サービスを利用してFOI株を貸し出していました。平成22年5月11日時点では私の名義になっていませんでしたが、5月12日以降にFOI株が返却されてきました。私の損失は破産債権として認められないのでしょうか？
- A 5月11日時点で貸株サービスを利用していたことを証明してください。損害が生じていれば破産債権として認めます。

今後も、必要に応じて、よくある質問と回答を本ウェブサイトに掲載する予定ですので、参考にしていただき、管財業務の円滑な遂行にご協力いただきますよう、宜しくお願いいたします。

以 上